

## 第 25 回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和7年12月18日（木）  
保健福祉センター3階  
健康診査室

### 〔議題〕

#### ○開会前

1. 委員の改選・委嘱状交付
2. 委員紹介
3. 保健所長あいさつ
4. 事務局・職員紹介

#### ○開会后

##### 議題

1. 会長の選任
2. 副会長の選任
3. 船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第24回までの会議概要
4. 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の検証について

##### その他

- ・ 次回の会議について

### 〔開会前〕

○衛生指導課長 委員の皆様におかれましては、本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。進行を務めさせていただきます、私、船橋市保健所衛生指導課長 高橋と申します。よろしく申し上げます。

はじめに、配布資料の確認をいたします。

船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱、(資料1) 船橋市動物愛護管理対策会議委員一覧、(資料2) 船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第24回までの会議概要、(資料3) 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の検証について、となります。不足している資料がありましたら、挙手いただければお届けいたします。なければ進めさせていただきます。

### 1. 委員の改選・委嘱状交付

○衛生指導課長 本日は委員を改選し、初めての会議となりますことから、委員の皆様に対し本来であれば保健所長から手渡しで交付するところですが、時間の都合上、割愛させていただいております。委嘱状につきましては事前にお席に配布させていただきましたことをご了承ください。

### 2. 委員紹介

○衛生指導課長 次に私から委員の皆様をご紹介します。お手元の資料1「委員名簿」に沿って順次ご紹介させていただきます。では、委員のお名前をお呼びいたしますので、ご起立いただきご所属とお名前をお願いいたします。

まずは、早川淑男委員です。

○早川委員 船橋市自治会連合協議会の早川と言います、よろしくお願いします。

○衛生指導課長 次に長濱義夫委員です。

○長濱委員 自治会連合協議会副会長を仰せつかっております、また、部門では環境衛生部長を仰せつかっております、よろしくどうぞお願いいたします。

○衛生指導課長 次は、中村千香子委員です。

○中村委員 京葉地域獣医師会から参りました中村です、よろしくお願いします。

○衛生指導課長 次は、黒住和代委員です。

○黒住委員 今回から市民委員に選んでいただきました黒住と申します。よろしくお願いします。

普段はフラダンスを生業としておりますが、地域猫の活動もしております。

○衛生指導課長 高橋啓子委員です。

○高橋委員 船橋市在住の高橋啓子でございます。よろしくお願いします。

○衛生指導課長 南川学委員です。

○南川委員 千葉県弁護士会京葉支部に所属しております、弁護士の南川と言います、よろしくお願いします。

○衛生指導課長 石田委員と切替委員はいらっしゃいましたらご紹介させていただきます。以上が委員の皆様になります。

次に船橋市保健所長筒井よりご挨拶を申し上げます。保健所長よろしくお願いします。

### 3. 保健所長あいさつ

○保健所長 船橋市保健所長の筒井でございます。委員の皆様方におかれましては、平素より本市の市政にご理解ご協力を賜わっておりまして、誠にありがとうございます。私の方から開催にあたりまして一言ご挨拶させていただきます。この会議でございますが第 25 回目ということになります。この会議は平成 27 年度から立ち上げまして、初めての委員の方もおられますので、簡単に経緯を触れさせていただきます。これまで過去 24 回開催しておりますが、だいたい年度において二回くらい開催してきたところでございます。また年度によってはもう少し多い時もあったりと、そのようなペースでやってき

ておりまして、この会議はコロナ禍であっても事務局から無理を申してこちらに集まっていただいて、とにかくいろいろな地域における諸課題を一刻も早く解決したいということで、コロナ禍においてもこちらにお越しいただいてその間もいろいろご議論いただいております。内容につきましては飼い主のいない猫対策、それから動物の愛護及び管理に関する条例の改正をする際、それから船橋市犬猫の飼養管理に関するガイドラインを作成する際、それから船橋市ペットと安全に避難するためのハンドブックを作成する際等において、非常に船橋市の動物愛護管理行政を進める上でとても重要な位置付けとなっている会議でございます。本日のテーマとしましてはこれまで行ってきた飼い主のいない猫の不妊手術を行ってきておりますのでその事業の検証を事務局の方で整理させていただきましたので、それについて説明させていただきます。是非皆様方からのご意見ご質問等を賜ればと思っております。委員の皆様方におかれましては、この会議、本日に限ったことではありませんが、今後ともまだまだいろいろ課題が山積しております、災害対応等いろいろありますので、年度に 2 回程度の開催なのでなるべく我々も事務局資料をしっかりと整理して集中的にご議論いただきながら、その内容を我々も行政の施策の方に生かしていけるように進めていきたいと思っておりますので、今回を始めとして引き続き 2 年間どうかよろしくお願ひしたいと思っております。本日は活発なご意見が行われますようにどうかよろしくお願ひいたします。以上でございます。

○衛生指導課長 保健所長ありがとうございました。只今、切替委員がいらっしゃいましたので、切替委員からご所属とお名前紹介いただいてよろしいでしょうか。

○切替委員 遅れてしまって大変申し訳ございません。J-HANBS 千葉県支部長を務めております、切替輝美と申します、よろしくお願いいたします。

○衛生指導課長 出席委員が、「船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱第 5 条 2 項」に規定する定足数に達しておりますので、ただいまから、第 25 回船橋市動物愛護管理対策会議を開会します。本日は委員改

選後初めての会議となりますので、会長選任までの間、私が臨時に会議の進行を代行させていただきます。

今、石田委員が来られましたので、申し訳ございませんが石田委員、ご起立いただいてご所属とお名前のご紹介をお願いします。

○石田委員 遅れまして申し訳ありません。動物保護管理協会の啓発課長をしております石田でございます、よろしくお願いいたします。

### 1. 会長の選任

○衛生指導課長 それでは引き続きまして議題1の会長の選任を行います。船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱第4条第2項に基づき会長の選任は委員の互選によることとなっております。互選は委員より推薦する候補者のお名前を発言いただき、私がその推薦者で異議が無いか委員の皆様にお諮りすることといたします。では、どなたか候補者推薦の発言をお願いいたします。

○早川委員 先程ご説明ありましたようにこの会議は動物行政における効果的な対策と推進の方法を検討する会議ということでございますので、この分野において専門的な知識が深く、前会長を務められていた京葉地域獣医師会の中村委員を推薦させていただきます。

○衛生指導課長 只今、中村委員を会長に推薦するご発言がございました。中村委員を会長として決定することにご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって中村委員が会長に就任されました。今期につきましても中村委員に会長をお願いしたいと思います。それでは中村委員のご挨拶をお願いいたします。

○中村会長 ありがとうございます。只今ご推薦により会長仰せつかりました中村と申します。よろしくお願いいたします。この対策会議は船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱に基づいて、人と動物の共生するまちづくりを目的として船橋市の動物行政における様々な議題に対して効果的な方策を検討するため

に設置されました。引き続きご一緒する委員の方々も、新しく就任された委員の方々も、委員の皆様で活発に意見を交わし交換しながら船橋市の現状に合った方策と一緒に検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○衛生指導課長 ありがとうございます。

船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱第5条第1項に基づき、この会議は会長が議長を務めることになっております。中村会長、会長席に移動をお願いします。それでは中村会長よろしくお願いいたします。

### 2. 副会長の選任

○中村会長 よろしくお願いいたします。早速、議題2、副会長の選任を議題といたします。船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱第4条第2項に基づき副会長の選任は委員の互選によることとなっております。互選は委員より推薦する候補者の名前をご発言いただき、私がその推薦者で異議が無いか、委員の皆様にお諮りする方法としたいと思います。どなたか候補者推薦の発言ございましたらお願いいたします。長濱委員お願いします。

○長濱委員 はい、この会議は行政と地域住民や動物愛護団体が協働し、人と動物が共生するまちづくりを目的としていますので、町会自治会の代表として前副会長を務められた船橋市自治会連合協議会の早川委員を推薦いたします。

○中村会長 只今早川委員を副会長に推薦する発言がございましたが、早川委員を副会長として決定することにご異議はございませんでしょうか。

（異議なしとの声あり）

ありがとうございます。「異議なし」と認めますので、早川委員が副会長に就任されました。ご挨拶をお願いいたします。

○早川委員 只今ご推薦いただきまして副会長を務めさせていただくことになりました、早川です。

なにやらブーメラン効果的に、しかも私共一緒に仕事をしている方からの推薦ということで、面映いというところもありますが、中村会長の補佐として

務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○中村会長 それでは続きまして、この会議の運営などについて若干説明させていただきます。会議はお手元の資料船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱に基づいて設置運営いたします。なお、本日の会議の公開非公開及び傍聴者の定員につきましては、まず本日の会議において、個人情報等の取り扱いはありませんので公開とします。従いまして本日の会議の資料及び議事録については公表し、またホームページにて公開させていただきます。次に傍聴者については会場のスペースを考慮して定員を4名と決めました。12月18日にこの傍聴の件を含め本市のホームページにおいて、本日の会議開催を公表しました。その結果、2名の傍聴希望者がいらっしやっておりますのでご報告いたします。では開会の前に傍聴者の方に入場していただきます。

（傍聴者入場）

傍聴者の方はお配りしました『傍聴者の方へお願い』を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

それではこれより順次会議を進めたいと思います。お手元の会議次第をご覧ください。先ほども説明ありました本日の会議の進め方ですが議題の3、4について議題ごとに市から説明を受け、質疑があればこれを行いご協議いただくというように進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議題3「船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第24回までの会議概要」を議題とします。本件について事務局から説明をお願いいたします。

### 3. 船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第24回までの会議概要

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長 議題3「船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第24回までの会議概要」についてご説明をいたします。資料2をご覧ください。資料2が当会議第1回から第24回までの会議の議題の一覧となっております。当会議は平成28年2月1日に第1回の会議が開催され本日第25回

目の会議となっております。1回目から24回目までの会議の概要議事録等につきましては、当船橋市動物愛護指導センターのホームページで公開しておりますので内容についてはそちらの方をご確認いただければと思います。議題(3)に関しましては、説明は以上でございます。

〔質疑〕

○中村会長 ありがとうございます。お聞きのとおりであります。只今の説明について質疑のある方はいらっしやいますでしょうか。質疑のある方は挙手を願います。

それでは無いようですので、次の議題に移らせていただきます。

次の議題4、「飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の検証について」を議題とします。本件について事務局から説明をお願いします。

### 4. 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の検証について

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長 それでは議題4「飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の検証」につきましてご説明いたします。資料3をご覧ください。

飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の検証について、これから若干お時間をいただいてご説明いたします。

TNRにつきましては皆様ご存知のとおり飼い主のいない猫を捕獲し不妊去勢手術を実施し、元の場所に戻すという頭文字を取った事業となっております。次のページスライド1をご覧ください。

こちらが飼い主のいない猫の不妊手術に関する制度の経緯となります。平成15年度に飼い犬と飼い猫を対象に船橋市犬及び猫の不妊手術助成金交付要綱を開始いたしました。平成23年度に船橋市猫の飼育管理に関するガイドラインの施行に伴い、船橋市犬及び猫の不妊手術助成金交付要綱で地域猫に関しても助成金の交付を開始しております。平成27年度より活動場所周辺への認知される地域猫活動を推進するため地域猫活動団体の登録に際して要件を追

加いたしました。翌平成 28 年度に本事業飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の開始に伴い、飼い犬飼い猫等の不妊手術の助成制度を廃止しております。

次のスライドです。平成 28 年度より開始しました「飼い主のいない猫の不妊手術事業」以下、TNR 事業と呼称いたします。の概要となります。地域における飼い主のいない猫の繁殖抑制を目的に、町会自治会長等が申請者となり、申請者の地域に生息する飼い主のいない猫の不妊手術を委託先動物診療施設または動物愛護指導センターで行っております。

次のスライドになります。申請の流れはこちらに示しておりますとおりになります。まず申請する方が動物愛護指導センターに申請書を提出していただきます。1 回の申請の上限は 10 頭までとなっておりますが、複数回の申請が可能です。先着順に希望の手術実施場所を割り振り、決定通知をお送りいたします。これにより 2 ヶ月間の不妊手術の実施期間が付与され、この期間中に猫を指定された手術場所に持ち込むことで手術を受けることができます。不妊手術の証としまして、不妊手術と同時に耳カットを行い、手術が終わった猫は保護した元の場所に戻します。

次のスライドです。こちらは第 22 回対策会議で検証されました、TNR 事業の効果検証の結果です。第 22 回ではそれぞれの年度における苦情相談数、所有者の判明しない 91 日齢未満の猫の収容数、道路上での猫の死体回収数と TNR 実施数の相関性を分析いたしました。まず一番上の①です。苦情相談数と TNR 実施数の間には特に相関性は認められませんでした。②、左下の四角になります。所有者の判明しない 91 日齢未満の猫の収容数については弱い正の相関性が認められております。③右下の四角です。道路上の猫の死体回収数と TNR 実施数の間には負の相関性が認められました。これらの結果からは苦情相談数 91 日齢未満の猫の収容数では明確な相関性は認められませんでした。TNR 実施数が増加するほど道路上の猫の死体回収数が減少するということは認められました。相関性は因果関係を示すものではないため、TNR 実施数と死体回収数に因果関係は不明ですが、TNR 実施数が増加す

るほど死体回収数が減るといったことが示されております。

次のスライドになります。第 22 回の対策会議では相関関係の結果を踏まえた上でこれらの課題を残すこととなりました。次のスライドです。

今回の会議では相関性ではなく不妊手術制度の開始から現在までの不妊手術実施頭数と、市が把握しております 91 日齢未満の猫、一般的には子猫と言いますが、こちらの引き取り数、小動物の収容数、路上での猫の死体回収数をグラフにすることで、不妊手術の効果について検証しました。こちらのスライドは平成 23 年の地域猫への助成金制度開始から、平成 28 年度での TNR 事業への移行を経て、現在に至るまでの不妊手術実施頭数をグラフにしたものです。14 年間でトータル 4021 頭の不妊手術を実施しております。

不妊手術の申請方法による手術頭数を比べると紫のグラフの助成金制度での不妊手術頭数と比較しまして、オレンジのグラフの TNR 事業での不妊手術頭数の方が圧倒的に多くの頭数を手術できているということがわかります。

次のスライドです。こちらは不妊手術実施頭数と当センターで把握しております子猫の引取り数、負傷動物としての回収数、成猫の引取り数をグラフにしております。特に子猫の引取り数につきましては年度によって増減はしておりますが最も引取りの多かった平成 24 年度の 369 頭から令和 6 年度の 63 頭まで減少していることがこちらのグラフでわかります。次のスライドです。

こちらは市が把握している路上での猫の死体回収数を先程のグラフに落とし込んだ図です。一番上の緑の図が死体回収数になります。死体回収数は平成 26 年度からのデータにはなりますが、最も回収数の多かった平成 27 年度の 1902 頭から令和 6 年度の 658 頭まで大幅に減少していることがわかります。これは第 22 回の対策会議の相関性による検証でお示しましたとおり、不妊手術実施頭数が増えるほど、路上での猫の死体回収数が減少するということが裏付ける結果となっていると言えます。次のスライドです。

前にお示した2つのグラフでは不妊手術実施数の増加によって子猫の引取り数や路上の死体回収数が減っているように見えますが、屋外で生活する猫の移動等による頭数変化や、気象状況などの環境要因は考慮されておきませんので、不妊手術実施数が子猫の引取り数や路上の死体回収数の減少に関係しているとは言い切れず、不妊手術以外の環境要因により子猫の引取り数などが変わっている可能性が考えられます。そこで猫の生態学的な特徴と不妊手術の影響を次のスライドから検討いたします。次のスライドになります。

まず1番、猫の性ホルモンによる行動と路上での猫の死体回収数を検討しました。こちらは環境省のガイドラン及び適正使用啓発チラシの内容をまとめたものになります。

環境省が示しているとおり、性ホルモンによりオス猫はメス猫を巡って喧嘩をしたり、発情したメス猫を探して徘徊します。メス猫も発情し落ち着きがなくなるため普段よりも活発に動き回ることになります。猫が喧嘩や徘徊をすることにより、こちらで示しております、屋外の猫のリスクが上がることとなります。

不妊手術を実施すると、メス猫が活発に動き回ることが無くなり、オス猫もメス猫を探すための徘徊や、メス猫を巡っての喧嘩が無くなるため、リスクが減少します。猫の性ホルモンによる行動を考慮すると不妊手術実施数の増加により、猫の死体回収数や負傷動物数が減少すると考えられます。次のスライドです。

②猫の繁殖につきまして、猫の繁殖と子猫の引取り数を検討いたしました。こちらはちょっと古いものになりますけれども、環境省のリーフレットの内容をまとめたものになります。猫はメスの早い個体で生後4か月、オスの早い個体では生後8か月から繁殖活動が可能となります。1年に2回から3回の出産が可能で、妊娠期間は2か月、1回の出産で1頭から8頭の子猫を産みます。交尾をすれば高い確率で妊娠する交尾排卵動物のためメスが1頭でもいればそのメス猫が母親となり、産まれてきた子猫たちが繁殖可能な年齢に達することで、親子や兄弟で

も繁殖を繰り返すため、あつという間に大変な数になっていきます。猫の繁殖力を考慮すると、不妊手術実施数の増加により子猫の引取り数が減少すると考えられます。次のスライドです。

こちらは猫の生態的影響も合わせて検証した結果です。TNR事業の経過とともに子猫の引取り数、路上での猫の死体回収数、負傷動物収容数が減少しております。このことからTNR事業により不妊手術実施数が増加することで、船橋市内の飼い主のいない猫の減少に寄与している可能性があることが示唆されております。次のスライドです。

先程のグラフでお示しました、不妊手術実施数と子猫の引取り数等の比較は、環境要因などを考慮していないものになりますので、TNR事業が引取り数などの減少に寄与している可能性があるということしか言うことができません。そこでTNR事業に申請をいただきました町会自治会等を対象にアンケートを実施しております。こちらのアンケートの結果をもとにTNR事業に参加された団体の方々が、不妊手術を実施することでどのような変化を実感されているのか検証します。次のスライドです。

まずTNR事業アンケートの概要になります。令和5年度及び令和6年度に飼い主のいない猫の不妊手術実施事業（TNR事業）を利用した町会自治会の延べ292団体中、重複して申請している団体を除いた実団体数110団体にアンケートを行いました。結果、50団体から回答いただいております。回答率は約45%となります。回答をしていただいた方の内訳としましては、申請者であります町会及び自治会の長、市内事業所の施設長等からの回答が16団体32%、猫を保護し搬送する等の実際に実働を担当していただいた方から回答いただいたのが33団体約66%、申請者や担当者といった区分についての記載の無かった団体が1団体2%となっております。次のスライドです。

こちらは実施したアンケートの中から、不妊手術が関与すると考えられる設問内容を抜粋して検討しております。抜粋した質問内容はスライドにある5問となります。次のスライドです。

まず1番のTNR事業を実施する前に申請団体の

エリアで猫が問題となっている点を示したグラフです。複数選択が可能な質問ですので回答数は全部で82件となっております。

こちらのグラフからは繁殖が問題であると回答している団体が多く43%となっております。次いで糞尿被害を示す汚物悪臭が20%となっております。次のスライドです。

こちらはTNR実施後に前の質問で記載された猫の問題が減少したかどうかを伺った質問となります。この不妊手術を実施することで回答者の62%が猫の問題は減少したという回答をいただいております。次のスライドです。

こちらはTNRの実施後に野良猫に対する住民の苦情相談が減少したかどうかを伺った質問です。不妊手術を実施することで回答者の54%が野良猫に対する苦情相談が減少したと回答いただいております。やや増加したという回答をいただいた団体が1件ありますが、こちらについては場所だけお伝えすると、市内北西部である高野台でTNR事業を行っていた団体さんからです。

アンケートによりますと不妊手術前の問題点は繁殖と回答しており、不妊手術実施後によって繁殖の問題はやや減少したと回答いただいておりますが、不妊手術後に、不妊手術を実施した猫の他に新たな猫が居着いたですとか、子猫の目撃情報ですとか、給餌をする方も増えている、といった回答をいただいたため、こちらの団体のアンケートの結果から不妊手術によって繁殖の問題が減少したとしても、別の新たな猫の出現や、子猫の出現、給餌者の増加によって住民の苦情相談が減らなかったということで、やや増加したというお答えをいただいたものと推測しております。次のスライドです。

こちらはTNRの実施後に周辺地域で新たな野良の子猫を見かけたかどうかを伺った質問です。不妊手術を実施することで58%の方が子猫を見ていないという回答をいただいております。次のスライドです。

こちらはTNR実施後に周辺地域で野良猫同士の喧嘩を見たかどうかを伺った質問で、回答者の60%が猫同士の喧嘩を見ていないと回答しています。

こちらは、今ご説明しましたTNR事業のアンケート結果をまとめたものとなります。回答者の過半数の方が猫の問題や野良猫に対する住民の苦情相談、子猫の目撃、野良猫同士の喧嘩が減少していると感じていることがわかりました。一方で、アンケートの内容に対する回答が変わらない、わからない、無回答という回答者も認められていることから、TNR事業の効果がわかりづらく、効果を肯定するまでには至らない回答者がいるということがわかりました。次のスライドです。

今回のTNR事業の効果検証のまとめです。当センターの統計数からは不妊手術実施頭数の増加に伴い、負傷動物数、引取りの子猫数、死体回収数が減少している可能性が示唆されました。

アンケートの結果からは不妊手術を実施することより、猫の繁殖や喧嘩などが抑制され、地域内の野良猫に関する苦情相談等が減少していると感じている方が過半数いらっしゃいますが、効果について明瞭でないと感じている方も半数弱いることがわかりました。

これらの結果を総合しますとTNR事業は一定の効果を得られている可能性が示唆されるため、今後も継続してTNR事業を実施することとし、効果が不明瞭と感じる方を減らすためにも、効果的なTNR事業の実施と評価のためのフォローアップを行っていきたく考えております。TNR事業の効果検証の説明は以上となります。

-----  
[質疑]

○中村会長 ありがとうございます。お聞きのとおりでございます。只今の説明について質疑のある方はいらっしゃいますか。

○黒住委員 ご説明ありがとうございます。TNR事業は私も利用させていただいたことがありまして、先程のアンケートも私が回答者として回答したものが含まれているかと思えます。

TNR事業については、このような制度があつてとても助かっておりまして、私が所属している町会長や町会役員もいい事業があるね。と喜んでいらっ

しゃいました。

お聞きしたいのですが、最初にTNR事業の目的は地域における飼い主のいない猫の繁殖の抑制とされているのに、アンケートを回答していたら、私の場合はTNR事業の実施に関して苦情があって申請したわけではないのですが、アンケート内容は苦情があることが前提で申請した市民に聞いているような聞き方でしたので、本来の目的を改めて聞きたいと思います。

繁殖が抑制されて頭数が減れば、街中で見かける頭数が減れば、猫嫌いの人とか、中には迷惑を被っている方もいて、庭に来て汚物されちゃうとか、そういうふうに嫌だと思っている市民の方もいらっしゃると思いますが、そういう苦情を持って人だけのために、この事業を実施しているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○動物愛護指導センター所長 今、黒住委員からいただいたご質問ですけれども、このTNR事業につきましては苦情ですとかそういった困っている方だけを限定した事業ではございません。もちろんそういった方からの申請もございますけれども、それ以外にも地域の猫の数、望まれないで産まれてくる猫をうまないとか、そういった形で地域の住環境を良くしようということを目的に申請をしていただいている団体もございますので、我々のTNR事業の考え方としましては、船橋市全体の市の環境を良くする、望まれない猫を増やさない、というところを考えて事業を実施しております。以上です。

○黒住委員 ありがとうございます。苦情だけではないという言葉をお伺いして安堵しておりますが、そうしますと、アンケートの内容、聞き方をもう少し考慮していただきたいかなと思います。

苦情前提で質問されているので、私は苦情と思ってこのTNR申請したわけではないので、答えられないと書いたところがあると思います。苦情ではない、もしくは、苦情がある人はこちら、のように質問を分けてアンケートを作っただけならなと思います。

このアンケートの聞き方のままだと、申請した人はみんな苦情を感じているんだよ、問題を感じてい

るんだよ、そういった悪い意味の問題、猫は排除されればいいとか、猫嫌いの人を対象とした質問になっているように感じたので、もう少しアンケートは質問の聞き方を考えたいなと思いました。

○動物愛護指導センター所長 今のご意見に対しまして、先ほどのTNR事業の実施目的と同様、苦情相談の方がメインという形で作っているという意図はございません。ただ、そういうふうに感じられるというご意見も貴重なご意見ですので、このアンケートの設定に関しても、この内容ですとアンケートやっていくということではなく、よりよいTNR事業につながるような聞き方、設問の作り方というのは我々の方でも工夫して引き続きやっていきますので、いただいたご意見を参考に考えて行きたいと思います、以上です。

○中村会長 黒住委員よろしいでしょうか。

○黒住委員 続けてすみません。私の町会でも町会長さんをお願いして申請してはいますが、対象となる申請者は船橋市内の町会及び自治会の長、町会長さん自治会長さんが申請者となると認識しておりますが、その他市長が必要があると認められる者、対象となる猫は申請者が属する町会自治会等に生息する飼い主のいない猫、もちろん飼い猫は駄目とわかっておりますが、申請者は町会長自治会長で私のような立場は担当者、でも例えばですね、西船1丁目なんですけれども、西船1丁目は山野町会なので山野町会長さんが申請者となって署名してくれますが、猫は西船1丁目にて、でもそれを申請する人は山野町会ではない人でもできるんでしょうか、駄目なんでしょうか、お願いします。

○動物愛護指導センター所長 まずお答えからいうと、猫の活動範囲であればOKということにしております。TNRの活動につきましては、我々としてはポイントポイントではなく面でやりたいと考えているので、一番身近なエリアである町会自治会という単位でまずお願いをしているという形になります。というお答えでよろしいでしょうか。

○黒住委員 はい、ありがとうございます。ちょっと決まり事の、船橋市の事業の発端に遡ってしまうのですが、そもそも町会長自治会長が認めないとい

けない、町会長自治会長が申請者とならなければならないのは、どうしてそういうふうにしたのでしょうか。

○保健所長 過去の資料のところ、経緯のところがありますが、過去、不妊手術を助成金制度という形でやってきたのですが、その後平成 28 年度から助成方式ではなくて実際に不妊手術をしていくという形になったのですが、この時に対象者に対する考え方も変わってきているわけであります。

助成金制度の時には、地域猫の取り組みをされている方が自ら申請を出していただくという形だったのですが、その活動に関して、地域においてある程度理解を得られながらやっている方と、残念ながら必ずしも地域においてあまり理解が得られていなかったのではないかと、という申請がありました。

そういうこともあって、グラフのところでもありましたが、途中で地域猫活動における条件を加えています。地域の方の理解を得ないと、結局苦情等に発展してしまう、トラブルに発展してしまう、ということもありましたので、そのような経緯もあって、TNR 事業は助成金を交付するという仕組みではないですが、流れとして地域の方々、すなわち自治会等と連携しながら、地域の中で野良猫の問題に対して取り組んでいく流れになってきた。ということでご理解いただければと思います。

○黒住委員 ありがとうございます。なぜ町会長なんですかと質問させていただいた前提には、私の地域はとても恵まれていて、山野町会はずごく大きいんですけども、町会長や役員の方々にはご理解いただいている、いい取り組みだよねと言って協力して頂いていますが、船橋市には町会自治会たくさんありますよね。その中には、なかなかそのこの制度について理解して頂けない町会自治会があると聞いています。会長さんが変わると、前の会長さんはすごく熱心だったのに、新しい会長からは「それは会長が勝手にやっていたことだから俺は知らないよ」と言うような冷たい新しい会長さんがいるようなところでは、なかなか地域として取り組むという姿勢、先程、保健所長がおっしゃってくださったような地域で取り組むという面ではなかなか現実難しいよう

に感じています。恵まれている町会自治会と無関心な町会自治会長がいるところがバラバラですので、今後、船橋市として、地域で取り組むから町会長自治会長の署名が必要ということであれば、是非、市の方から、保健所の衛生指導課やセンターから、町会自治会の会長さん達にもっと指導して頂けたらなと私は思います。

○早川委員 只今、黒住委員からいろいろご意見頂戴しました。この会議はあくまでも動物愛護と管理の会議でございまして、私共町会自治会を担当している者からすると、可愛い可愛いだけではなくて、やはり管理部門についていろいろご意見を言わせていただくというようなことがありますので、耳障りあるいは皆さんのご意志と違う局面があるかも知れませんが、この辺は予めお断りさせていただきます。

今お話があった現在私共自治会連合協議会に加盟している町会 772 あります。お話があってこのうちの 6 割から多いところで 7 割くらいが 1 年で会長が交代されます。特にコロナ禍の時のように何も活動が出来なかった時 3、4 年続きましたけれども引継ぎがなかなかできてこない、こういったのが実態だろうと思います。

一方でこの地域猫、野良猫、飼い主のいない猫に関しましては、住民の方からの苦情、あるいはいろいろな相談事のほとんどが町会長や他の役員のところも含めて町会に参ります。そういう観点から町会として何らかの対応を図っていかざるを得ない、こういったのが実態です。

実は町会自治会をやっておりますと、まず 1 つは鳴き声、あるいは糞尿問題、こういったことは相談としてよく出て参ります。

TNR 事業というのは、先程、町会によって違いがあって取り組んでいないところもあるといった話がありましたけれども、住環境の違いによって、取り組めるところ、取り組めないところが多々あります。大きなマンションとか、小さなアパートそういったところの町会自治会ですとあまり相談はありません。農家地帯でも相談はあるけれどもほとんど目立ちません。戸建て、住宅地帯の地域、ここは相談

が多く出てきます。ですから、TNR事業といった取り組みはやっていただいているのだらうと思います。私の周りなどでもそうなのですが、私のところは戸建て住宅が中心ですが、家庭菜園をやっている方は作業をやっている時に糞尿で大変苦慮しているという苦情が私のところにもしょっちゅう参ります。

町会として、じゃあ「飼い主のいない猫に餌を与えないください」というような回覧を回す町会もあります。ある町会ではそういう回覧が回った瞬間に「動物愛護の精神に欠ける町会か」というような、逆の苦情が参ります。

ただ一方で、ゴミの出した時にその猫にかき回されてゴミステーションが散乱をしてしまっているという実情もある。自衛として、私のところでは夜7時半に回収に来ますので、7時前にはゴミを出さないようにすることで、できるだけゴミの散らかりを防ぐようにする取り組みを行っています。

必ずしもその愛護から外れてはいる部分があるかも知れないけれども、自衛上そういう措置を講じているところはたくさんあるのだらうと思います。

このTNRの効果についても検証していただいて実績が上がってきているのだらうと思います。これは大変結構な事だらうと思うのですが、生殖能力を抑えるというのは本当にいいのかどうかということは私にはわかりません。それと、もう1つ言えば、私には絶対に捕まえられません。私の周りにも地域猫あるいは限りなく野良猫に近い猫がおりますけれども、こういう不妊手術をするために捕獲しようと思えば、絶対に私には捕まえることができません。皆さんどうやって捕まえてというか連れて行っているのか、私には分からないので、餌をやっておられる方は捕まえることが可能なかも知れないのですが、地域で行うというのはなかなか難しいです。

ですから、このような効果があるということが分かりながらも、どうやって皆さんが実施するのか。という感じはいたします。

私の家の庭にも季節的に子猫が登場いたします。そして、いつの間にか挨拶もなくどこかに行ってしまう。こういうのが実態で、こういった猫がどんど

ん増えていくと、先程申し上げたゴミステーションの問題であるとか、糞尿処理の問題であるとか、こういったことが出てくるので、これはもうどうしても苦情に繋がって参ります。この辺の対策をどうするかっていうのも町会としてはお手上げです。「本当に餌やらないでね」と言ったって、「じゃあ誰が面倒を見るのよ!」と言われると、これに反論はできません。ですから、共存共栄図るしかないな、自衛を講じていくしかないなというのが実態ですので、この辺是非ご理解いただきたいと思います。

○黒住委員 ありがとうございます。今、ゴミを漁る苦情を例に挙げて頂きましたが、それはその野良猫を地域で管理しないからゴミを漁るんです。餌やり禁止をしてはゴミを漁ります。地域で苦情のある人達や、町会長自治会長が重い腰を上げて苦情のある人達、無責任な餌やりは駄目です、管理した餌やり、何匹どんな猫ちゃんがいるのか、オスなのかメスなのか、猫嫌いな人には見た目そんな分からないとお思いますが、何匹ぐらい集まってしまうのか、どんな猫がいるのか、トラ猫ちゃんなのか、茶色と白の子がいるのかなど把握して、きちんと決まった時間に決まった場所で餌やりするとゴミ漁らないです。

私のところも今管理している猫は、うちの庭に現れたばかりの頃はゴミのところに行っていました。

「駄目だよ」と言って、餌を私の家で管理してあげるようになったら、1つの班で5~6匹いますが、誰もゴミ漁りません。カラスがいるのでネット対策はしましたけれども、猫はいつさいゴミを漁りません。これは多分ご存知の住民の方のところは、ただ単に餌やり禁止だけでは解決しません。あと猫ちゃん捕獲するのも管理してご飯を定期的に食べに来るようにするとか、定期的に管理した上で捕獲します。むやみにしようとしても、お腹空いている子がいればトラップされちゃう子もいると思いますけれども、やたらにやってもそれは猫の生態、猫の個体によって猫の習慣違いますから、ここを通る猫ちゃん、ここは絶対に通らない猫ちゃんいますので、ある程度この子はどういうルーティーンで生活しているのかな、うろろうろしているのかな、そういうのをある程

度調査しないと猫を捕まえることができません。なので、ただ、問題だ！問題だ！とクレーム言っても猫の問題は片付かないと思います。そういう意味で面倒臭がっているかも知れませんが、町会長さん自治会長さんが重い腰を上げて、そういう対策に少し興味を持っていただかないと問題解決しないと思いますし、筒井保健所長さんが町会長自治会長さんを申請者にする平成28年に決めていただいたことが遂行されないと思いますので、是非よろしくお願いたします。

○中村会長 ありがとうございます。本当に現場の方の意見というか貴重な体験とか、自治会長さん側のご意見とか、とても勉強になってありがたいのですが、会議の時間もございますので、今日この場で例えば会長の承認を外していいというような決定はできませんので、ご意見としてありがたく頂戴して、今後また皆様に審議を重ねなければならないことたくさんありますので、数年前のアメリカの論文等でも、きちんとしたTNRだけが効果を得られると書かれていますので、船橋市で出来る徹底したTNRという方針を皆さんで意見を出し合って出来ればいいかなと思います。他にも何かご意見ございますでしょうか、はい、切替委員どうぞ。

○切替委員 3枚目の11ページの下のところなんですけれど。ちょっと気になったので。②の猫の繁殖について。ここの繁殖可能年齢のところなんですけど、メスが生後4～12か月、オスが生後8～12か月って書いてありますが、繁殖可能年齢なので生きて間というか10歳くらいまで繁殖しますよね。ここ開始年齢と変えないといけないかな。わからない人を見ると、1歳を超えれば繁殖しないと思われてしまうのではないかと思います。

○動物愛護指導センター所長 ありがとうございます。会議終了後に、この資料も公開することになりますので、その時には修正して公開したいと思います。ありがとうございます。

○中村会長 他に意見はございますでしょうか。

この会議ではガイドラインも作りましたし、いろいろとやることやったとは思いますが、やはり皆さんでこうやって意見を出すとなると、どんどんど

ンドン深いところに議論が行ってしまいますが、時間の限りがありますので、申し訳ないのですが、また次の会議の時に皆さんの意見をまとめていただけたらと思います。

TNRは、インターネット等される方だと分かると思うのですが、賛否両論というか、未だに地域によっては効果があるとかないとか、人によってもいろいろ言われていますが、今現在の船橋で出来ることを少しずつ変えていけたらいいかなと思います。これだけ皆さん現場のいろいろな立場の方がいるので、少しずつ効果が上がればいいかなと思います。

そしてこの資料を見ていただくとわかるのですが、このように10年以上やってもまだ減らせてないのですが、やれば減りますので、皆さんからどんどん意見をいただいて、良い方向に持っていかれたらと思います。何か他に、南川先生どうぞ。

○南川委員 この制度の実施数が、これを見ると令和3年をピークに減ってはいるというところで、もう対象はいなくなった、いないということであればいいのですが、おそらくそういうことではないと思うので、減っている現状、減っている理由というのは把握されているのでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 明確な理由というのは把握しておりませんが、その時々猫を捕まえられる数ですとか、その地域の中でそういう対象の猫が多くいる、または、あまり見かけないというようなことがあるのではないかな。というのは思っております。後は、実際に対象となる猫自体も少し減っているのではないかな、気候的なことですとか、いろいろな外的な要因を含めて減ってきているのではないかな。というのは思いますが、はっきりとしたところは掴んでおりません。今のところ令和3年度から右肩下がりになってきていますけれども、今後また増えていくという可能性もなくなっていくのは考えています。

○南川委員 外的要因で。というところであれば、また増えていけばいいんですが、もし制度として何か使いづらいようなことがあるのであれば、また今後の検討課題に上がっていくのかなとは思いますが、そういう実施数っていうのも今後また見ていく

必要あるのかなと思った次第です、以上です。

○中村会長 ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。はい、黒住委員どうぞ。

○黒住委員 18 ページ 19 ページの苦情が約 54%約半分減少について、半分しか減少していないのか。と思いました。TNRをしてリリースをしてから苦情が減少していない地域は、苦情、術後の管理が疎かになっているのではないかと思います。もう少しリリースした後も地域で管理していけば、もっと苦情が減るのではないかと推察いたします。

それと 19 ページの子猫を見かけたか見かけてないかということで、58%が見ていないとこのアンケートでは結果が出ていますが、やはり術後に個体数の把握もして、ただ単にゲリラ的にTNRをしても子猫は減らないです。メスかどうか、特にメスを先にTNRしないとやはり個体数は増えていくので、やはりちゃんと個体数確認して男の子なのか女の子なのか、その地域で個体数男女性別をチェックされていくのがいいのかなと私は思います。そうすれば子猫ももっと減ったという回答が出てくるのではないかと思います。

○中村会長 ありがとうございます。先ほどもおっしゃって頂きましたが、アンケートの内容に関しましては、今後どんどん変わっていくと思いますので、その時に我々の意見を吸い上げていただく時があれば、またよろしく願いいたします。

他にご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○高橋委員 このTNR事業アンケートの中で回答期間というのがありまして、令和7年3月25日～令和7年4月14日までと書いてあるのですが、アンケートにお答えいただいたのは、猫ちゃんが手術を受けてからどれぐらい後の答えなのかというのを教えていただけないでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 今の質問ですが、手術後どれぐらい後というのは明確にはデータを取っていないので申し訳ないのですがわかりません。

○高橋委員 では、手術後すぐという場合もあるし、2～3年経ってからという場合も考えられる中でこのアンケートの結果ということでよろしいでしょうか。

○動物愛護指導センター所長 おっしゃるとおりです。こちらにもあるように令和5年度、6年度に申請をいただいた団体の方を対象にアンケートのお願いをしておりますので、時期によっては手術をしてからだいぶ期間があいてから回答している団体もあるかと思えます。

○高橋委員 はい、ありがとうございました。

○中村会長 他にご意見ございますでしょうか。無いようでしたら本日は一旦こちらで終わらせていただいて、次回の会議は事務局の準備が整い次第となりますが、その時にまた議題とし、任期の間にまたお話す機会があると思えますので。

そうしましたら、他に質疑が無いようでしたらば以上で本日の議題終了させていただきたいのですがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

先程言ったように、次回の会議はいつもだったらだいたい日にちを出せるんですが、事務局の準備が整い次第ご連絡させていただきたいと思えます。

それでは、以上で本日の議事は全て終了致しましたので、第25回動物愛護管理対策会議を閉会したいと思います。長時間にわたるご審議、貴重なご意見ありがとうございました。私の議長の任務を終了いたします、ありがとうございました。

11時17分

閉会

[閉会后]

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また委員の皆様には会議の進行にご協力いただきありがとうございました。

最後になりますが、本日の議事録につきましては調整が出来次第に皆様に送付させていただきますので、内容のご確認をいただきたいと思えます。

以上で本日の会議を終了いたします、どうもありがとうございました。

[出席委員]

中村会長  
早川副会長  
長濱委員  
南川委員  
切替委員  
駒田委員  
黒住委員  
高橋委員

[関係職員]

筒井保健所長  
松野保健所次長  
高橋衛生指導課長  
竹田衛生指導課長補佐  
鈴木動物愛護指導センター所長  
田中動物愛護指導センター主任技師  
水野動物愛護指導センター技師  
上岡捕獲員

[傍聴者]

2名